道の駅再編整備アドバイザリー等業務公募型プロポーザル方式の実施に係る質問及び回答

令和８年１０月１３日

※本回答は現時点における考え方を示したものであり、業務実施に当たっては契約後に協議のうえ整理する場合があります。

番号	質問項目等	質問内容	回　　答
1	資料開示依頼	以下の資料のご開示をお願いします。 ・令和３年度策定の基本構想 ・令和５年度の敷地造成設計 ・令和６年度の基本設計 ・令和７年度のサウンディング調査結果（※概要で可）	・　令和３年度策定の基本構想及び令和７年度実施のサウンディング型市場調査結果については、町ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。 ・　令和５年度の敷地造成設計については、資料容量が膨大であるため、提供可能な範囲で、参加表明書を提出した事業者に対し、同一の資料を提供します。 ・　令和６年度の基本設計については、前回事業者の提案内容及び知的財産に関する情報を含むため、概要資料のみ、参加表明書を提出した事業者に対し、同一の資料を提供します。
2	資料開示依頼	２０２３年に実施された「余市町「新たな道の駅」を核とする交流拠点施設整備運営業務」に関して以下の資料のご提示をお願いします。 ・公募書類（募集要項、要求水準書、事業契約書案、事業者選定基準等） ・特定事業の選定結果（VFM の算定結果等を含むもの）	参加表明書を提出した事業者に対し、同一の資料を提供します。
3	仕様書 ７―（４）	「既存道の駅エリア」については、後述の（５）敷地造成支援（６）公募書類作成支援（７）公募選定・契約締結支援の対象外という理解でよろしいでしょうか。	・　（５）敷地造成支援としては対象外です。 ・　（６）公募書類作成支援（７）公募選定・契約締結支援としては、既存道の駅エリアの活用可能性は、事業条件整理、公募条件整理及び事業者提案の検討に影響するため、必要に応じて各業務と連携して検討いただくことを想定しています。なお、仕様書７-（４）の検討結果を踏まえ、必要な内容については各業務に反映するものとします。

4	仕様書 7―（5）	敷地造成支援は、貴庁（余市町）のプロジェクトチームの会議に参加するもので、「道路管理者である北海道等と調整」は貴庁で実施される（＝受託者が直接調整するものではない）という理解でよろしいでしょうか。	基本的な協議主体は余市町です。 受託者には、協議に必要な資料作成、論点整理、助言等の支援を求めるものであり、必要に応じて協議への同席をお願いする場合があります。
5	仕様書 7―（5）	「道路管理者及び関係機関との事前協議支援」に関して、「関係機関」として想定している主体をご教示ください。	現時点では、北海道（道路管理者）、農業関係機関、文化財関係機関等の関係法令所管機関を想定しています。なお、今後の事業検討状況により追加する場合があります。
6	仕様書 7―（5）	令和５年度に敷地造成設計が実施済みであることから、「造成条件整理」は、新たな造成条件の検討や設計ではなく、既往設計を前提として、造成工事の実施に向けた関係機関協議、施工上の確認事項、役割分担及び工程の整理を行うものとの理解でよろしいでしょうか。 また、協議結果等により設計変更が必要となった場合、変更の要否及び対応方針の整理までを対象とし、設計図書の修正は本業務に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本業務における造成条件整理は、既往設計を前提として、関係機関協議や工程整理等を行うものであり、設計図書の修正は含みません。
7	仕様書 7―（7）	審査委員会の委員の人数・構成の想定をご教示ください。また、委員の人選は貴庁の指定で、謝金・交通費等の支給は、本業務には含まないという理解でよろしいでしょうか。	審査委員会の委員数及び構成については現在検討中です。 なお、委員の人選は町が行い、謝金・旅費等は本業務には含みません。
8	実施要領 第２号様式	参加表明者概要調書において、主な業務・実績を記載することとなっていますが、記載内容を証明する契約書写し、TECRIS 登録内容、発注者証明等の実績確認資料の添付は必要でしょうか。	不要です。 参加表明段階では様式記載内容により確認します。 必要に応じて後日確認資料の提出を求める場合があります。
9	実施要領 第４号様式	実施体制等計画書に業務実績等を記載することとなっていますが、記載内容を証明する契約書写し、TECRIS 登録内容、発注者証明等の実績確認資料の添付は必要でしょうか。	不要です。 ただし、選定審査の過程で必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
１０	実施要領 第４号様式	実施体制等計画書に記載する業務実績について、記載件数に制限はありますか。また、件数によって評価点はかわりますか。適宜、別紙による追加記載は可能でしょうか。	件数制限はありません。 ただし、評価は件数のみで行うものではなく、類似性や内容を総合的に評価します。必要に応じて別紙追加を可とします。

１１	実施要領 第４号様式	協力会社、再委託先又は法律事務処理委任先の専門技術者（弁護士、PPP/PFI 専門家等）を実施体制の業務従事者に含めることは可能でしょうか。また、その実績は評価対象となりますか。	可能です。 企画提案書又は実施体制等計画書に役割を明記してください。 なお、実績についても評価対象とします。
１２	実施要領 第４号様式	４ 業務実施に係る経費積算内訳について、内訳を直接人件費、直接経費、間接費（その他原価、一般管理費等）に区分して作成しても差支えないでしょうか。	差し支えありません。 提案内容と整合が取れる形で記載してください。
１３	実施要領 ２―（２）－⑤	説明会資料において「公共の用に供する施設として農地転用不要」とされていますが、本前提条件について、現時点での関係機関との調整状況及び事業実施段階における追加協議の見込みがあればご教示ください。	現時点において、関係機関との協議の結果、本事業については、町が設置主体となる道の駅整備を前提として、農地法施行規則第５３条第６号の適用により農地転用許可不要として整理しています。 ただし、今後の事業内容、施設配置、事業手法その他の提案内容によっては、追加の関係機関協議が必要となる場合があります。なお、現時点で個別の提案に対する可否判断は行っていません。
１４	実施要領 ７	フォントの最低サイズ等の規定をご教示ください。	フォントサイズの指定はありません。 審査に支障がないよう判読可能な大きさで作成してください。
１５	実施要領 ７	プレゼンテーション時のスクリーン映写を考慮し、A4 横使いでも差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
１６	実施要領 ９	プレゼンテーション及びヒアリングの実施日及び時間の通知時期をご教示ください。実施日のみでも参加表明締切後の先行通知等ご配慮いただけますと大変ありがたく存じます。	参加資格審査結果通知時に併せて通知予定です。
１７	実施要領 ２－（２）－⑤	敷地造成に係る庁内 PT（５回程度）について、おおよその開催予定時期が決まっていましたらご教示ください。	現時点では未定ですが、契約後から基本構想修正及び敷地条件整理の進捗に合わせて実施を予定しています。
１８	仕様書 ７―（２）	仕様書に記載の「前回参加事業者」は、令和８年１月から２月に実施されたサウンディング型市場調査で対話した８社を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、令和８年１月～２月にサウンディングを実施した８事業者です。

１９	仕様書 ７―（２）	新規事業者の募集方法は、公募と個別の選定・依頼のいずれを想定されていますか。また、「概ね 10 社程度」は前回参加事業者と新規事業者を合わせた調査対象数との理解でよろしいでしょうか。	公募を基本としつつ、必要に応じて個別ヒアリング対象の選定も想定しています。なお、「概ね１０社程度」は前回事業者及び新規事業者を含めた想定です。
２０	実施要領 ２―（２）－①③⑤	既に候補地に盛土を開始されているとの事ですが、基本構想の開業スケジュール（基本構想【概要版】P46）において現時点での進捗及び土地利用にあたっての法に定めた手続き（開発許可・農地転用・埋蔵文化財の調査等）に関して、これまでの進捗状況や協議記録を資料と共に開示いただけますでしょうか。また、令和 5 年度の敷地造成設計や令和 6 年度の基本設計等の資料及び盛土に関する計画内容を現時点で開示いただけますでしょうか。	・ No.１３の回答を参照 ・ 埋蔵文化財については、関係機関との協議を実施しており、現在実施している工事発生土の仮置きについては埋蔵文化財への影響はないものとして整理しています。 ・ 開発許可については、今後の事業計画の具体化に応じて必要な手続きを進める予定です。なお、現在実施している工事発生土の仮置きは、施設整備に係る造成工事ではなく、北海道新幹線建設工事発生土の一時的な仮置きとして実施しているものです。 ・ 関係機関との協議記録及び内部検討資料については、開示いたしません。 ・ 令和５年度の敷地造成設計については、資料容量が膨大であるため、提供可能な範囲で、参加表明書を提出した事業者に対し、同一の資料を提供します。 ・ 令和６年度の基本設計については、前回事業者の提案内容及び知的財産に関する情報を含むため、概要資料のみ、参加表明書を提出した事業者に対し、同一の資料を提供します。 ・ 盛土については、本敷地は周囲の道路よりも低い地盤となっているため、車両の乗り入れ等を考慮し、道路レベルまで盛土する方針としています。
２１	実施要領 ２―（２）－②	前回のサウンディング調査対象先である事業者を、現時点で開示いただけますでしょうか。	開示しません。 サウンディングは参加事業者の任意協力のもと実施しており、参加事業者名は公表しておりません。

２２	実施要領 ２―（２）－④	活用可能性の検討にあたり、既存道の駅の既存の運営内容において前提条件とすべきことは何かありますでしょうか。	現時点で既存道の駅の活用方針は未定です。 前提条件を固定せず、多様な活用可能性を検討することを想定しています。
２３	実施要領 ２―（２）－⑤	道の駅候補地に接道している道路の管理者等との協議担当先及び経緯、協議内容は、現時点で開示いただけますでしょうか。	主な協議先は道路管理者である北海道です。 協議内容の詳細及び協議記録は提供いたしませんが、必要な条件整理については仕様書及び参考資料の範囲で情報提供します。
２４	実施要領 ２―（２）－⑥	契約候補者として選定された場合、前回公募時に使用された公募書類一式は開示いただけますでしょうか。	契約候補者選定後ではなく、参考資料として提供可能な範囲で参加事業者全員へ同一に提供します。
２５	実施要領 ２―（３）	終期が令和 10 年 2 月 29 日（火）までとなっていますが、今後の物価変動や社会情勢の変化により万一スケジュールが延伸した場合のリスクを踏まえた検討を行うため、その後に既に予定されていることがある等の配慮すべき事情がありますでしょうか。	本業務は実施要領及び仕様書に定める期間を前提として提案してください。なお、現時点で本業務期間延伸を前提とした予定はありません。
２６	実施要領 ６―（２）－【評価基準】1 課題整理能力	「前回事業が白紙になった要因を把握しているか」と記載がございますが、要因を把握するために、前回事業の資料及び経緯の詳細等を開示いただけますでしょうか。	前回事業が不成立となった経緯については、説明会資料及び公表資料に記載している内容が現時点で開示可能な情報です。 詳細な協議記録及び事業者との個別協議内容については開示いたしません。
２７	実施要領 ６―（２）－ア．評価点	「１課題整理能力」の評価の着目点において「前回事業が白紙となった要因を適切に分析しているか」という着目点があります。こちらについて、前回事業が白紙になった理由が明確に公表されていないように思いますが、参考となる資料をご提供ください。	No.２６の回答を参照 なお、本項目は、公表資料等から前回事業の経緯及び不成立要因を適切に分析し、その結果を踏まえて本事業における課題整理及び町への助言内容を提案できるかを評価することを目的としています。
２８	実施要領 ６―（３）－ア．選定方法	各審査員が採点した評価点を企画提案者ごとに合計し、これに価格点を加算した合計（以下「合計点」という。）が最も高い企画提案者を契約候補者とする。との記載があります。評価点は、各審査委員 100 点づつお持ちですが、価格点は、企画提案者につき 10 点だとも記載されているため、「審査委員人数×100 点＋価格点 10 点」の計算式で算定される点が満点ということになりますでしょうか。	ご理解のとおりです。合計点は、各審査委員の評価点の合計に価格点を加算して算定します。

２９	実施要領 ７	企画提案書の作成については、A4 サイズ用紙を利用すること、A4 サイズより大きい用紙については、折り込んで A4 用紙サイズにすることが示されていますが、枚数や向き、両面印刷の可否、フォントサイズ等について、特段の定めはない、という理解でよいでしょうか。もし、その他の条件がございましたら、ご教示ください。	企画提案書の枚数、向き、両面印刷及びフォントサイズについて特段の指定はありません。実施要領に定める条件及び審査に支障のない範囲で作成してください。